

令和3年度介護報酬改定に係る質問票の受付状況

提出先メールアドレス(高齢介護課宛) kaigo@city.shikokuchuo.ehime.jp

R3/6/30 17:00現在

No.	サービス種別	質問の区分	質問の項目	質問の詳細	回答	Q A 発出時期、 文書番号等
1	地域密着型通所介護	4 報酬・加算減算	変更届出の書式と提出期限	4月15日までに提出という認識で間違いはないですか。提供体制加算や中重度ケア加算等の加算についても15日までの提出で問題ないですか。	新たに加算を算定する場合や区分を変更する場合等の届出については、原則としてその前月15日までに提出していただくこととしておりますが、令和3年4月分の届出については、今回の介護報酬改定の影響の有無に関わらず、令和3年4月15日(木曜日)を提出期限といたします。	
2	地域密着型通所介護	4 報酬・加算減算	変更届出の書式と提出期限	ADL維持機能加算を算定しようとしています。算定要件をどのように証明し提出すれば良いか、算定についての書類などがあれば助かります。またこれも15日までの提出で問題ないですか。	ADLの算定にかかる届出については、①変更届出書、②算定に係る体制等に関する届出書、③算定に係る体制等状況一覧表に加えて、④チェックリスト(参考様式)の提出をお願いします。算定をしようとするときは、様式をお渡ししますので管理・給付係までご連絡ください。 提出期限については、他の変更と同様に15日までにお願いします。	
3	居宅介護支援事業所	4 報酬・加算減算	入浴介助加算Ⅱの算定について	ケアプランの中のデイサービスの部分について・・・ 従来のケアプランでは、「お風呂に入り清潔保持できる」「お風呂に入り、爽快感を得ることが出来る」などを上げてきましたが、デイサービスが入浴介助加算Ⅱを取る場合、どのようなケアプラン内容が望ましいですか？それとも、このままのケアプランで算定してもらえますか？	入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは訪問介護員等の介助によって入浴ができるようになることを目的としています。サービス提供事業所においては、利用者の身体の状況や居宅の評価をもとに作成した「入浴計画」に基づき、入浴介助を行います。 居宅介護支援事業所においても、サービス提供事業所等と連絡調整を行い、入浴介助計画を含む個別サービス計画と連動したケアプランの作成が望ましいと考えます。	
4	地域密着型通所介護	5 その他	パーセルインデックス	パーセルインデックスは、どんな資格、どんな職種が実施することが望ましいか？または、一定の研修を受けている者がパーセルインデックスをおこなうとよく書いてあるが、一定の研修とはいったい何の研修のことを指しているか？	右記Q&Aをご覧ください。	「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) (令和3年4月9日)」(介護保険最新情報Vol.965)
5	居宅介護支援	4 報酬・加算減算	通院時情報連携加算について	医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の情報提供を行うこと、逆に医師等から情報提供を受けること、またこれらの情報をケアプランに記録することとされています。ケアプランを作成しない場合に情報提供を行った場合等には、支援経過に記録でも大丈夫でしょうか？プラン作成時でない、該当しないのでしょうか？	医師等から提供を受けた必要な情報については、支援経過記録(居宅サービス計画書第5表)に記載いただくことで足りると考えます。	「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2) (平成24年3月30日)」介護保険最新情報vol.273を準用

令和3年度介護報酬改定に係る質問票の受付状況

提出先メールアドレス(高齢介護課宛) kaigo@city.shikokuchuo.ehime.jp

R3/6/30 17:00現在

No.	サービス種別	質問の区分	質問の項目	質問の詳細	回答	Q A 発出時期、 文書番号等
6	居宅支援	5 その他	契約書・重要事項説明書・ケアプラン・利用票の署名・押印について	利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除するとあるが、代替手段とはどのようなことをさすのか？ ケアプラン、利用票の印については、現書式から印の欄を削除しても良いのか？	ご指摘の様式については運営基準にて利用者確認が必要である旨規定されているところですが、確認方法は従前から必ずしも押印によることとは明記されておりません。従って、今回国の押印廃止方針を受けての確認方法は署名によることが一般的になると考えられます。(引き続き押印による方法でも差し支えありません。) なお、署名による場合、本人が記載困難な際は代筆も可能です。その場合、代筆者氏名・本人との関係等を併せて記載願います。 また、介護保険最新情報vol.958等において利用票等の確認欄が削除されていることについて、厚生労働省に確認の結果、国の押印廃止方針を受け確認欄を削除したものであります。あくまで参考様式であり利用者の確認自体が不要となったわけではありませので、記載要領には利用者確認欄の記載方法に係る記述を残しているとのことですので、従前の様式、今回国参考様式(但し、欄外に利用者確認が必要。)のいずれを活用しても差し支えありません。 なお、国参考様式利用票中「保険者氏名」は「被保険者氏名」の誤りであることを申し添えます。	
7	居宅支援	5 その他	介護保険申請書の第1号被保険者の医療保険者証について	介護保険申請書の第1号被保険者について、医療保険証について、記号・番号のみを申請用紙に記載するだけで良いか？添付までの必要はないのか？	申請用紙に記載するだけでかまいません。なお、添付の必要はありません。	
8	地域密着型通所介護	4 報酬・加算減算	体制等状況一覧表における口腔・栄養スクリーニング加算のチェック場所について	同左	従前の栄養スクリーニング加算に代わるもので、特段の届け出は必要ありません。そのため体制等状況一覧表にもチェックする項目がありません。	
9	認知症対応型共同生活介護	1 人員	管理者交代時の研修の修了猶予措置について	研修の申し込みを行うことで猶予が受けられるとあるが、まだ研修の受付が開始されていない場合はどうすればよいか。	「研修申し込み予定」で変更届(管理者の変更)を提出してください。なお、研修の申し込みをされましたら、申込書の写しを送付するなど、管理・給付係までお知らせください。	
10	地域密着型介護	4 報酬・加算減算	ADL維持等加算〔申出〕の有無とADL維持等加算	地域密着型通所介護に関する、ADL維持等加算について、昨年度ADL維持等加算〔申出〕を行っており、介護報酬改定によるADL維持等加算Ⅰ若しくはⅡを算定したいのですが、介護給付費体制等状況一覧表に記載する内容として、ADL維持等加算申出 あり、ADL維持等加算Ⅲ なしで宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。	
11	居宅介護支援	4 報酬・加算減算	介護給付体制状況一覧表	居宅介護支援に関する、今年度介護報酬改定による介護給付費体制等状況一覧表がHP上に確認出来なかったのですが。	厚生労働省のホームページからダウンロードできます。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html 直接ダウンロード https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755032.xls	

令和3年度介護報酬改定に係る質問票の受付状況

提出先メールアドレス(高齢介護課宛) kaigo@city.shikokuchuo.ehime.jp

R3/6/30 17:00現在

No.	サービス種別	質問の区分	質問の項目	質問の詳細	回答	Q A 発出時期、 文書番号等
12	通所介護	3 運営 5 その他	重要事項説明書 運営規定 契約書	4月から、法改定され基本報酬、加算変更に関しては変更同意書を頂いたのですが、調べていると、契約書も、変更し再契約を行う事が適切と書かれています。契約書は、新しく作成し、再契約した方が良いですか？ハラスメントや、虐待についても、変更しないといけないと聞きました。何をどのように変更すべきか、勉強不足で分かりません。	契約内容に変更が生じた場合は、変更契約をする必要があります。 介護保険法の改正により、「ハラスメント防止」「業務継続計画」「感染症の予防及びまん延防止」「高齢者の虐待防止」「地域との連携」等について必要な措置をとるよう定められましたが、うち「高齢者の虐待防止」については、組織内の体制や、事案が発生した場合の対応方法等を、運営規程に定めることとされています。	
13	通所型サービス	5 その他	介護給付体制状況一覧表	加算に変更はないが、改正により様式が変更されている。体制状況一覧表の提出は必要か。	加算等の要件に変更がなく、また名称に変更がない場合は提出は不要です。	
14	居宅介護支援	5 その他	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	新しく示された様式例において、右上に利用者数の入力項目があるが、要介護と要支援を足した数を記入するのか。	要介護の利用者数をご記入ください。	
15	居宅介護支援事業所	5 その他	介護保険最新情報vol.958について	利用票への利用者確認欄のない様式が出されているが、四国中央市として、この様式を運用していく事を認めますか？ これまで利用票配布と経過記録に残していましたが、押印しない代替手段として、利用票配布以上の明示は求めますか？求める場合、利用票配布以上の明示とはどのような記載ですか？ 計画書について、同意日時・署名押印が削除されていますが、四国中央市としては認めますか？ 同意の代替手段の明示が思いつかない場合、計画書への同意日時・署名を継続していくことで明示とすることは認めますか？	質問6に係る回答と同じです。	
16	居宅介護支援事業所	5 その他	電磁的記録について	電磁的対応として、利用票の押印が必要なくなれば、システム内で実績管理を行い、個人ファイルに実績を赤字で修正した紙ベースの利用票を綴じる必要はなくなりますか？	電磁的記録については、書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、書面の作成、保存等を電磁的記録により行うことができることとしたものであり、紙ベースでの保存によらないことが可能となります。ただし、電磁的記録においても、利用者の同意、確認行為が不要となったわけではありませんので、電磁的方法についても、事業者から利用者への交付等（交付、説明、同意、承諾、締結、その他これに類するもの）について電磁的に確認できるようにしておくことが必要となります。（電磁的方法での交付等を行う場合には事前に利用者への説明、承諾を得た上で、電磁的方法が可能となることにもご注意ください。） また、質問6に係る回答も参考にしてください。	

令和3年度介護報酬改定に係る質問票の受付状況

提出先メールアドレス(高齢介護課) kaigo@city.shikokuchuo.ehime.jp

R3/6/30 17:00現在

No.	サービス種別	質問の区分	質問の項目	質問の詳細	回答	Q A 発出時期、 文書番号等
17	居宅介護支援事業所	5 その他	特定事業所加算の算定要件について	居宅介護支援事業費に係る特定事業所加算の算定要件に「必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（含インフォーマルサービス）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。」とあるが、具体的にどのような対応等を行えば算定要件を満たすものと認められるか。	現時点では新たな様式整備や研修の機会確保等を求めることは想定しておりません。ケアプラン作成にかかるケアマネジメントプロセスの中で、多様な主体等によるサービス位置づけを検討していただき、当該検討結果を支援経過記録やサービス担当者会議の要点等に記録することで算定要件を満たしているものとして認めます。（事業所実地指導等において当該記録等が確認できない場合は算定が認められませんのでご注意ください。）なお、検討の結果、多様な主体等によるサービスが居宅サービス計画に位置づけられなかった場合でも算定は可能ですが、当該検討内容は記録することとさせていただきます。 ※今後国のQ & A等にて具体的な事項が示された場合は変更の可能性がります。	
18	居宅介護支援	5 その他	契約時の説明（公正中立性の観点から、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合の説明について （Vo l.953 令和3年3月29日説明あり）	利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合等の説明を行うにあたり、特定事業所集中減算の計算方法は、R3年2月まで、「通所介護と地域密着型通所介護」の双方の割合を合算して計算してもよいとなりましたが、（Vol.553 平成28年5月30日）、今回の改正では、通所介護と地域密着型通所介護の利用割合等と分けて計算しないといけないのでしょうか？	左記取り扱いについては、平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について対象としたものでしたが、介護保険最新情報Vol.629（平成30年3月22日）により、それ以降についても同様の取り扱いができるとされました。期限の定めがありませんので、厚生労働省から新たな通知がなされない限り有効であると考えます。	介護保険最新情報Vol.629 （平成30年3月22日）
19	地域密着型通所介護	4 報酬・加算減算	入浴介助加算について	入浴介助加算はⅠとⅡとそれぞれ算定要件が異なりますが、利用者さま個々にⅠとⅡを分けて算定してもよいのか。	入浴介助加算は基本単位に係るものであるため、利用者ごとに区分して算定することが可能です。なお、当該加算のように一の加算において複数区分があり、いずれも算定可能である場合は、上位区分に「有」とすることで双方の算定が可能となるため、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」には加算Ⅱに「有」と記載のうえ届出することとして下さい。	
20	通所介護	5 その他	科学的介護推進体制加算について	科学的介護推進体制加算を算定する際、個別機能訓練計画書は、4月から新しい様式で作成するようにと、ワイズマンの方にお聞きしましたが、新しい様式になる場合、作成日、評価のサイクルに関しては、保険者に確認して下さいと言われたのですが、全員4月1日付けで作成し、6月末に評価で良いのでしょうか？	質問は地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防・生活支援サービスについてのみとなります。 これらのサービス以外は愛媛県東予地方局地域福祉課へお問い合わせください。	
21	訪問介護	5 その他		入退院時の通院等乗降介助は算定できるのでしょうか	質問は地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防・生活支援サービスについてのみとなります。 これらのサービス以外は愛媛県東予地方局地域福祉課へお問い合わせください。	
22	地域密着型通所介護	4 報酬・加算減算	入浴介助加算Ⅱの計画書について	入浴介助加算Ⅱの算定の場合は計画書が必要ですが、決まった様式はありますか。	特段の様式はありません。なお、解釈通知にもありますように、通所介護計画の中に記載することで、入浴計画に代えることもできます。	

令和3年度介護報酬改定に係る質問票の受付状況

提出先メールアドレス(高齢介護課宛) kaigo@city.shikokuchuo.ehime.jp

R3/6/30 17:00現在

No.	サービス種別	質問の区分	質問の項目	質問の詳細	回答	Q A 発出時期、 文書番号等
23	地域密着型通所介護	5	市の介護保険改定のQ&A (No.6) についての質問	現在、令和3年度版の厚労省推奨の通所介護計画書には、本人の署名欄がありません。厚労省に問い合わせをおこなったところ、国からの情報の通り、署名は必要なしとのことでした。 市の介護保険改定のQ&A (No.6)には、押印不要については触れていおられますが、署名不要についての記載はありません。 厚労省推奨の計画書を用いる場合、署名欄がない以上、そのままよろしいでしょうか？ また、不要な場合、こういった記録の残し方が望ましいでしょうか？	質問15 (質問6) に係る回答と同じです。	
24	地域密着型通所介護	4	入浴介助加算IIについて	厚労省からの介護保険改定のQ&A Vol.8では、自宅に浴槽がない、あるいは、自宅での入浴が想定できない場合でも、条件を満たせば加算算定可能と書かれてありました。市の見解としましても、Vol.8の内容の通りでしょうか？	同様の取り扱いとします。	
25	地域密着型通所介護	4 報酬・加算減算	口腔栄養スクリーニング加算について	経管栄養により食事摂取をされており、経口摂取は一切されていない方の口腔栄養スクリーニングIは算定の対象になりますか。(唾液によるむせや誤嚥性肺炎のリスクは考えられる場合)	口腔・栄養スクリーニングは、事業所において、口腔の健康状態及び栄養状態についての簡易な評価を継続的に実施することにより、利用者の状態に応じて必要な医療や口腔機能向上サービス、栄養改善サービス等の提供に繋げるとともに、当該事業所の従業者の口腔・栄養に関する意識の向上を図ることを目的とするものです。口腔機能は食事に限定されるものではなく、「口腔・栄養スクリーニング様式」(別紙様式6)でスクリーニングできるのであれば算定が可能です。なお、口腔スクリーニング、栄養スクリーニングのいずれか一方のみを行う場合は、加算(II)になります。	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日)
26	地域密着型通所介護	4 報酬・加算算定	介護保険最新情報vol.975_令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.9) (令和3年4月30日)内にあるLIFEの入力(ADL維持等加算)について	LIFEを用いて加算算定基準を満たすかどうか令和2年度のデータを提出するように指示があり入力をした時。 ①令和3年度からの算定要件にあてはめて令和2年度の再度入力をするのか。 ②令和2年度の要件で入力をするのか。 わかりにくかったので確認をしたいと思い連絡をしました。 ※現状去年の要件で入力しています。要件は満たしていますと表示されています。	R3年度算定については、評価対象利用期間についてのみ旧要件を選択できる場合がありますが、その他の要件については新しい要件が適用されます。	